

令和6年度沖縄県労働条件等実態調査報告書等作成業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度沖縄県労働条件等実態調査報告書等作成業務

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

3 業務の目的

令和6年度における沖縄県の労働条件等の実態を把握し、その調査報告書を作成するとともに、近年の「働き方改革」を中心に様々な労働法その他の法律の改正が行われていることから、従来の調査項目や調査対象等を見直し、今後の労働環境の改善等に向けた施策の充実に資する基礎資料の作成を目的とする。

4 委託料上限額

本委託業務に係る提案上限額は、2,662千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

なお、提案上限額は、本委託業務の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 委託業務の内容

(1) 令和6年度沖縄県労働条件等実態調査の報告書作成業務

ア データの入力及び集計

- (7) 調査票の回答件数は、約800件で、そのうちデータ入力が必要な件数は550件である。オンラインで回答のあったものについてはデータ入力は不要で、そのリストは労働政策課から提供するが、データ入力が必要なものと併せてその集計業務を行う。

調査票回答（件）	
	未入力（紙回答など）
約800件	約550件

- (i) 調査項目ごとに事業所の規模別又は産業別に集計する。
(ii) 規模別については、5～9人、10人～29人、30人～99人、100人～299人、300人以上とし、産業別は日本標準産業分類の大分類16項目で分類することとする。

イ 報告書作成

- (7) 概要版（A4用紙1枚）と詳細版（調査項目全て記載）を作成すること。
(i) 詳細版は、別添「令和5年度沖縄県労働条件等実態調査報告書」に準じた形で作成す

ること。

- (g) 調査項目ごとに集計結果の概要を冒頭で説明し、内容に応じて必要とする表やグラフ（規模別又は産業別）を挿入する。ただし、別冊報告書と調査項目が変更となっている点については、労働政策課と協議した上で作成することとする。
- (e) 画像形式等、文字認識ができないPDFファイルは不可とする。

(2) 調査項目等の検討結果報告書作成業務

ア 調査項目等の検討

- (7) 令和6年度の調査結果を踏まえ、調査項目や調査対象等の検討を行う。調査項目を追加又は廃止する範囲は、労働条件及び労働環境に関する内容とする。
- (i) 調査項目等の検討は、県と協議の上、行うものとする。

イ 有識者検討委員会の開催

調査項目等の検討に当たり、外部有識者等を委員とした検討委員会を1回程度開催すること。なお、検討委員会の開催に当たっては、委員は5名程度とし、検討委員会の議事録（概要版及び詳細版）を作成することとする。

ウ 検討結果報告書の作成

調査項目等の検討に当たり、その目的や背景（法改正等を含む。）等を記載した報告書（任意様式。ただし、様式はA4サイズ）を提出する。なお、当該報告書には、上記イの議事録（概要版及び詳細版）を含むこととする。

6 成果物の納品

委託業務で作成された成果物は、以下により沖縄県労働政策課へ納品するものとする。

- (1) 令和6年度沖縄県労働条件等実態調査報告書（概要版1部、詳細版180部）
- (2) 調査項目等の検討結果に関する報告書 1部
- (3) CD-R ディスク一式（上記（1）（2）のWord及びPDF、バックデータファイルを保存）

7 成果物の納期

令和7年3月14日

8 成果物の所有者及び著作権

委託業務で作成されたプログラムを含む成果物の所有権及び著作権は、沖縄県に帰属する。

9 事業実施に係る留意事項

一般管理費は、人件費及び直接経費（再委託を除く。）の10%以内とする。

10 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- ③ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の見積を提出している者、指名停止の措置を受けている者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

<再委託ができる業務の範囲>

- ① 履行に当たり特殊な技術能力等を必要とする業務
- ② 業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務

<簡易な業務>

- ① チラシ、ポスター等の広報物の制作
- ② 資料の収集、整理
- ③ 複写、印刷、製本
- ④ 原稿、データの入力及び集計

11 その他留意事項

- (1) 本委託業務を受託しようとする者は、統計法第 39 条第 2 項の規定に基づき、統計法施行規則第 41 条第 6 項第 2 号に掲げる措置を実施するため、調査票情報等の適正管理に関する規程を策定すること。なお、同規程は、沖縄県が定める規程に準じて定めることとする。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、定めることとする。